

中国「80後」世代の婚姻問題

—中国の農村地域における婚姻形態と婚姻観の調査—

鄭 鳴

一. 早婚の復活

1. 民国時期

1930年代において、中国女性の平均初婚年齢は18歳であった。今の基準からみると、当時の多くの女性たちは早婚とすることができる。1940年代に入ると、平均初婚年齢がいくらか上がったものの、結婚した女性の半数以上はやはり早婚であった。これは社会・経済・文化と緊密な関係を持っている。

民国時期の女性のほとんどは文盲であり、「女子无才便是德」という社会通念があり、社会が女性に期待するものは、彼女たちの学問ではなく、「传宗接代（後継ぎになる男性の誕生）」であり、夫や子への服従であった。また、早婚をもたらす要因として、「多子多福（子たくさんは幸福者）」、「早生子早得福（早く男性を産めば幸福になる）」など古くからの観念が、その直接の要因であったと考えられる。「日出而作，日落而息（日の出とときに起きて働き出し，日の入りとときもに休む）」という従来の村落社会における原始的な生産様式が、ある意味では、早婚のための基礎を育ったといえよう。

従来の早婚には、単なる年齢要素のほか、「童养媳」、「娃娃亲」、「小女婿婚」などの種類を含む「包办婚姻」がある¹。

¹「包办婚姻」とは、本人どうしの意志を無視して、親または新内の者が決めて強制的に成立させる婚姻のこと。「童养媳」について、定婚の変則的な形として、幼男幼女を定婚し、かつ定婚と同時に許婚女を当分の間養女として、夫家に引き取ることがあり、これを「童养媳」という。

2. 新中国建国以降

新中国の成立後、1950年には、新たな婚姻法が制定され、男性20歳、女性18歳を法定の結婚最低年齢をした。それから40数年の間、伝統的な農業を生産様式から近代的な生産様式への転換を遂げつつ、婚姻形態も変わりつづけた。伝統社会の産物としての早婚が、必然的にその衰退ぶりを見せはじめたのである。「多くの女性の初婚年齢が1950年の16歳から、法定の18歳へと次第に近づいていった。そして、70年代の終わり近くになると、女性の平均初婚年齢がついに23歳にまで上がった。これは、1970年代に男性25歳、女性23歳の晩婚化が提唱された結果であろう。」(梁中堂 闫海琴 1992: 9 - 35)

3. 早婚と「違法同居」(実婚現象)

ところが、改革開放以来、早婚がまたもや目立つようになった。1981年には、新たな婚姻法が改定され、男性22歳、女性20歳が結婚の最低年齢となった。つまり、男女をとわず、此の法定年齢に達していないと、政府の民政部門から結婚証をもらえず、また結婚届を出さずに一緒になった場合、その結婚の有効性について、法律上認めないのである。近年では、早婚のほか、結婚届を提出せずに、実質的に夫婦生活をはじめた事例も非常に増えてきている。それは、「違法同居」といわれる事実婚であり、早婚と深く関連する現象である。ところで、漢族社会における従来の婚姻の成立要件として、果たした結婚届の提出があったのだろうか。

滋賀秀三によると、「婚姻の成立を宗教的(教会)または世俗的(国家)いずれにせよ公的な権威の立会い、認証にかからしめるという考え方は中国に存在しなかった。いわゆる法律婚主義は過去の中国においては無縁であった。主婚、媒人、聘財、その返礼、婚書、成婚の儀式とか披露宴など、社会的事象を逐一かつ総合的に考察して、「礼婚」すなわち正規の婚姻が成立していたか否かを認定する。国家の戸籍の記載がどうであるかというようなことは、認定を助ける一要素としてさえも言及されていない。つまり法は、社会的現実としての婚

姻の成立を、法的にも承認し保護するという立場をとっていた。中華人民共和国婚姻法が、男女双方本人みずから所在地の人民政府に登録し、結婚証の発給をうけることをもって、婚姻成立の要件としたのは、まさしく革命的な立法というべきである。」(滋賀 1967 : 465 - 467)

つまり、村落社会において従来の婚姻成立を認定するものは、紙切れ一枚の婚姻届ではなく、二人がめでたく結ばれる婚姻儀式や披露宴にたどりつくまでの一連の社会的事象であり、それが判断の基準になることが明らかである。そのため、そのために、農民は人生の門出を祝う儀式としての婚礼を非常に重要視し、これを「办事」という。その際、親族、隣近所、友人一同を招待して。二人の新たな門出をみなで祝福することで、村落の社会的認可を獲得するのである。現在では、都会の影響からこのような婚礼を面倒がって、結婚証をもらっただけで一緒になったカップルもいないわけではないが、村民はそれを「不办事」といって嫌がる者が多い。

かくて中国人の伝統的な考え方は法律婚主義と無縁であったが、他面、事実婚主義であったわけでもない。男女が永続の意志をもって同棲しさえすれば婚姻と認めるというようなことは、過去の中国人の思い及ばなかったことであり、かりにその言をなす者ありとすれば、聞くに耐えない忌まわしい思想として斥けられたに違いない。許された間柄と許されない間柄との区別は、極めて厳格であった。この区別を可能ならしめたものは、ほかならぬ中国社会にきわめて特徴的な「礼」なる観念の存在である。礼を具えて迎えられた女が妻と認められ、礼を具えずに家に引き取られた女は妾となり、それ以外の情交はすべて姦として、社会的にも糾弾され、法律によっても処罰されたのである。

「男女7歳にして席を同じうせず」などのような士大夫たちが定めた儒教的な訓戒は、長い間中国人を支配し、一般市民の婚姻成立までも影響されていた。婚姻により、「结两姓之好（宗族に属する異姓の男女が婚姻で結ばれる）」することとなり、決して当事者二人のみのことではない。結婚にたどりつくまでの手続きには地域差はあるが、儒教的倫理が深く浸透している地域であればあるほどに、極めて礼を重んじ、夫婦の契りを交わすまでには、礼儀にかなう方法

でこぎつけるようにしなければならない。したがって、婚前交渉などは想像をこえた忌まわしい行為とされるのが一般的であった。民国時期における農村社会の男女が婚礼をあげ、いよいよ二人が結ばれるまでは、互いに顔も知らない場合がほとんどであった。このことを「隔着口袋买猫，买的时候是白的，回家才知道是黑的」と表現する。袋に入れてある猫を買おうとした。買ったときは白猫だというのに、家に持ち帰ったらなんと黒猫だったという意味である。だが、これは決して笑い話ではなく、当時の婚姻事情はまさにこの諺のとおりであった。

婚前交渉を嫌がるこのような伝統的な考え方は、解放後もさほど変わりがなく生き続けてきた。このタブーを破った者は、みっともない、はしたない者と蔑まれ、人々からの耐えられないほどの冷たい視線のなかで生き抜かなければならない。一旦その情事が発覚されれば、「作风不好（品行不正）」などとレッテルをはられ、やり玉にあげられ、それだけの事で一生だめになってしまうケースもある。したがって、正式な結婚にたどりつくまで、男女の間にたとえ肉体関係ができて、おおっぴらにするわけにはいかなかった。「人言可畏（人の噂は畏れるべし）」という諺は中国人ならば、だれでも知っているはずであった。

それが改革開放政策の実施とともに、都市や農村部をとわず、次第に大きく変わってきているのが現状である²。都会においては、まだ正式な結婚手续をしていない男女の同棲が現在では、珍しいものではなくなった。農村部でも、都会のそういった風潮に影響されてか、「違法同居」といわれる事実婚がかなりみられるようになり、しかも、親はそれをむしろ公認しているようである。

では、1980年代から早婚という現象が1970年代に比べ目立ってきたのだろう。1970年代には、男性25歳、女性23歳の晩婚が提唱された。当事者が勤務先の招待書がなければ、婚姻登録できなかった。招待書を出してもらうには、当時、法定の最低年齢よりむしろ、この晩婚年齢に達したかどうかを、基準に

² 1980年のはじめ、香港の一部男性が嫁をもらうのに、中国大陸出身の娘が望ましいと聞いたことがある。なぜなら、彼女たちは男性経験のない処女で、すれていなく、初々しいからという。

していた。新たな婚姻法は、結婚手続きを簡略化させたばかりでなく、結婚してもよい年齢を晩婚年齢から3つも下げたことになったのである。

早婚をもたらしたもう1つの要因は、経済生活の変化である。集団生産から家庭の責任制にかわり、農村には大量の余剰労働力が生じた。このような農業労働力のその他の職業への移転によって、婚姻形態にも影響が出ている。出稼ぎ労働力は閉鎖的な村落社会に新たな風を吹き込むとともに、農村の婚姻に与えた影響も少なくない。出稼ぎ者の結婚年齢があった一方、早婚という社会現象をも生じさせている。出稼ぎによる早婚は、以下の3つの傾向があるとされている。

- 1) すでに婚約した場合、出稼ぎから帰ってきて、「退婚（婚約破棄）」を防止するために、繰り上げて結婚する。
- 2) 両親が出稼ぎした息子または娘が戻ってこないのを心配し、婚姻を通して束縛しようとする。
- 3) 息子が出稼ぎから帰ってくるときに、結婚相手が見つからなくなるのを心配して、とりあえず娶って確保しておく。

改革開放政策の実施は、土地の集団所有制から農民の家庭の責任制が導入され、家庭に再びその生産機能を回復させた。農村において、計画出産に対する行政管理体制がやや緩やかになったことは、早婚を復活させた一因でもある。なお、改革開放の後、村民委員会の果たす役割は集団生産の時代によりだいぶ劣ってしまい、早婚などの違法婚姻に対して以前ほど目を光らせなくなった一面もあった。一方では、本来政策の実施者のはずの幹部自身も、計画出産という国策にあえて違反を畏れない者もかなりいる。彼らの行いに対して、村民を説得する資格もなくなり、早婚という習慣に対して、見て見ぬふりをするほかない。

要するに、1980年代、改革開放政策が実施されてから、農村の社会、経済生活には大きな変化をもたらされた。早婚という根強い伝統文化の土壌で育ってきた社会現象が、この時期に著しくなったのは偶然なことではない。農村の教育レベルの低さ、相対的な貧困など、社会的、経済的、文化的要素も大きから

う。そのほか、農村社会の権力基礎がゆるみ、農村の行政組織の末端となっている一部の村幹部、および県政府関連部門の幹部に資質の悪さが、計画出産をはじめ、新たな婚姻法の実施を防げているように思われる。

二. 婚姻規制と規範の逸脱

どの社会にとっても婚姻規制は重要な問題である。そしてほとんどの社会ではインセスト、つまり姉妹兄弟間、親子間の性行為や結婚は禁止される。なぜインセスト・タブーが存在するのか。「マリノフスキーにあっては、家族員どうしの婚姻は親族上の地位を錯綜させてしまい、子供の社会化という家族の担っている義務が遂行できなくなるから、と解釈する。だが、レブイ＝ストロースはもっと説得的な説明を与える。家族内での婚姻の禁止はとりもなおさず他者へ女性を譲渡することで、その代償として他者から女性を得る権利が生じ、ここに女性の交換にもとづいた連帯関係が作りだされると説くのである。これよりして婚姻は社会関係を新たに創出し、かつ関係の綱の目を広げる契機となる。」(山路 1988 : 112)

ところで、漢族社会の婚姻規制にもさまざまな内容があり、しかも各時代によってそれぞれ変化を見せている。主な婚姻規制は次のとおりである。

- 1) 同姓不婚
- 2) 親族不婚 (親族どうしは結婚してはならない)
- 3) 「有妻不婚 (妻のいる者は結婚してはならない)」
- 4) 「良賤不婚 (社会階級の異なる者と結婚してはならない)」

1. 同姓不婚

「父系制・母系制に連動する重要な婚姻規制としてエクソガミーがある。エクソガミーは父系 (母系) の範囲と前提として、自己と同じ父系 (母系) の成員を配偶者とし、という結婚規制である。したがって、父系制も母系制もないような社会ではありえない婚姻規制である。中国や朝鮮・韓国の「同姓不婚」

はまさにエクソガミーの規制にあたるわけである。これらの社会では、姓が父系姓によって継承されるため、同姓不婚という表現になる。」(中根 1987 : 81)

また、「宗族関係から生ずる最も直接的かつ基本的な法律的效果、同宗の男女は婚姻を結ぶことができず、異宗の男子を正式の養子とすることができないということ、いわゆる同姓不婚、異姓不養の原則である。同姓不婚とは、すなわち実質的にいえば、同一の始祖から男系に血を分けた者間の通婚を忌むという原理であった。同姓という形式と同祖という実質との間に一致があったのである。

しかし世の実情としては、同姓男女の婚姻も史上にその例少なからず、また近時の習慣としても、これを見るという報告がかなり広範に各地から寄せられている。法の運用に当る当局もかような現実を黙認して強いてとがめだてをしないのが実状であった。しかし世間に見られる同性婚はあくまでも同姓不宗の場合であり、いやしくも同宗、すなわち如何に遠い祖先にせよ共に祖先から分かれたことを意識している間柄においては、立法をまつまでもなく民衆自身の意識として、通婚のタブーは絶対的といってよいまでに堅く守られていた。」(滋賀 1967 : 28 - 30)

以上のような同姓不婚の基本原則は中国の農村地域では長く守られ、いまでも基本的には変わっていない。「同姓不同宗」の場合の結婚事例は民国時期にはあったかどうか定かではないが、解放後は、同姓男女の結婚がたまにあり、ある程度もはや黙認されるようになった。

2. イトコ婚

現代中国の婚姻規制は「中華人民共和国婚姻法」(1980) 第 2 章「結婚」第六条によると、次のように規定されている。

第六条 以下に掲げる事情の一つに該当する場合は、結婚を禁止する。

直系血族、または 3 代 (4 親等) 以内の傍系血族

「直系血族とは、直接の血縁関係をもつ親族、すなわち本人を出産し、本人が
出産する上下各世代の親族をいう。たとえば、父母、祖父母、外父母と子女、

孫、外孫の間は直系血族に属する。傍系血族は、非直系血族をいい、血縁上本人と同一の源から出る親族。たとえば、同胞姉妹兄弟、堂姉妹兄弟、表姉妹兄弟、叔伯姑姨舅、侄（女）、外甥、侄孫（女）、外甥孫（女）など。3代以内の傍系血族は、父母を同じくする同姉妹兄弟または姑表姉妹兄弟の間、外祖父母を同じくする姨表または舅表姉妹兄弟の間、及び異なる代の叔・伯・姑・姨・舅と侄（女）、甥（女）、の間を含む。中国では、その結婚規制の本質は中表婚「表兄弟と表姉妹間の結婚」の禁止である。」（陳明侠 1989：73 - 74）

しかし、多くの未開社会で平行イトコ婚は避けられるのに対し、交叉イトコは許され、また好まれる傾向がある。

費孝通は中国の農村地域における母方交叉イトコ婚と父方交叉イトコ婚について、イトコ婚の社会的機能やその存在意味を分析した。嫁姑の不和、若い嫁の置かれた環境が、嫁いでくる嫁が新たな家庭で夫の家庭と仲むつまじくつきあうことを困難にした。そのため、「表親連婚（イトコ）」が問題解決の方法の一つとして用いられた。

費の報告によると、その農村では母方交叉イトコ婚は「登山型」イトコ婚といわれ、父親の姉妹の息子に嫁いだ娘のことを「上山丫头」といい、娘からすれば山を登ることをあらわし、したがって家族の繁栄を将来することを意味していた。反対に母親の兄弟の息子に嫁いだ娘は「回乡丫头」と呼ばれ、「復帰型」イトコ婚である。これは母の実家に少女が帰ることを意味し、家族の衰亡の徴候といわれ、避けられている。ただ、地方によって兄弟の息子と姉妹の娘の通婚は、骨血倒流・骨肉還郷などといわれ、これを忌むという風習がある。

さらに、稼ぎ先での嫁姑関係をみれば、娘は父親の姉妹の息子嫁となる。娘にとって姑が娘の父親の家から来た者で、父親とは非常に親しい関係になる。これに対して、娘は母親の兄弟の妻の息子嫁となる。

その兄弟の妻はかつて「婆婆（姑）」にいじめられた経験があるが、その姑がまさに娘の母親の母親である。そもそも母親というのは嫁いた娘との間にずっと親密な関係が保たれ、このような間柄はその息子嫁に嫌われがちなのである。したがって、このような場合はよりによって娘がその娘の母親の兄弟の妻

の息子嫁にきたもので、その姑にとって、ちょうどあだ討ちする対象となるわけである。

つまり、単なる経済的観点からみると、父方イトコほうが、義務の遂行における両家のバランスにとってより有利なはずである。ただし、以上のように、父方交叉イトコの場合嫁姑関係がたいへん難しいので、母方交叉イトコと父方交叉イトコのどちらを好むかは、おそらく経済的要因よりも、心理的な要因が機能しているようである。

a. 父方交叉イトコ

兄弟の息子と兄弟の娘との結婚である。漢族社会のような父系制社会では、これは絶対的な禁止の対象である。これを「亲血亲不能开亲」といい、同じ血縁関係にある直系親族は結婚してはならないとされている。

b. 母方交叉イトコ

「姑表亲，亲上亲，打断骨头连着筋」という言い方が示しているように、姑表姉妹兄弟との結婚は、もともと親しいうえにさらに親しくなり、骨が折れても筋がまだつながっているといわれるほど緊密な関係にある。

姉妹の息子と兄弟の娘との間であり、いわゆる「姑表親」のこと。花嫁にとって、自分の「姑譲（父のおば）」が姑になるので、母方交叉イトコ婚という形態を「姑譲婆婆」と表現するわけである。他方、婿にとって、「舅子（母方おじ）」が「老丈人（岳父）」になるわけである。

「姑表親」と「姨表親」との違いについては、中国の河南省、山東省の農村地域では、次のように表現している。「姑表亲是辈辈亲，姨娘亲是姨死了断了根」。それを現代日本語に訳すると「母方交叉イトコ婚は代々にわたって親密な間柄に対して、母方平行イトコ婚の場合はその姨譲が死ぬと、プツリと大本が切れてしまう」となる。

現在中国の新たな婚姻法では、以上のイトコ婚はいずれも3世代以内の傍系親族として、その婚姻が禁止されている。にもかかわらず、歴代における立法の思想とは別に、民間では習慣としてイトコ婚が浸透しており、法と習慣の間にはズレが生じている。ただし、どのイトコ婚が好まれるかには、さきほど述

べた心理理由、経済的理由からみれば、次のことが考えられよう。

- 1) 豊かな家庭では、「肥水不流外人田（肥料を他人のたんぼへは流さない）」という考えがある。つまり、自分の財産ともいべき娘を赤の他人に与え、損失をこうむるようなことはしないという意味であろう。
- 2) 貧しい家庭の場合だと、嫁が容易にもらえないため、近親婚によって解決する傾向がある。

3. 「外姻尊卑不婚（異なる世代らんくの異姓との結婚）」

尊卑不婚とは、「是乃外姻行輩不同之男女、无论有服无服、悉禁通婚。此法见于唐、唐以前似未尝有禁」（陳鵬 1990: 413）。つまり、「行輩（世代のランク）」の異なる男女の婚姻は、五服以内または五服を超えた場合にせよ、すべてこれを禁止すべきということである。この婚姻規制は唐代からみられるようになり、それまではなかったようである。

「叔伯姊妹（いとこどうし）」の場合、女が下位世代の男性と結婚することがよくみられる。さらに、「亲姐妹、姐当奶、妹当儿媳」の場合もありうるといわれている。つまり、実の姉妹の間柄だが、姉が祖母になったのに対して、妹がその息子の嫁になったという例である。一方では、男の場合、相対年齢はさほど差がないだろうが、系譜関係の上では「舅公」と「外侄孙女」といったような間柄とも結婚できる。

ここで、異姓との結婚において、「輩分（世代ランク）」という系譜観念がいかに機能しているかという重要な問題が出てくる。

異姓との婚姻を成立させるかどうかに際して、「论配不论辈（夫婦として釣り合いがとれるかどうかが規準であり、世代関係はさほど問題にはならない）」とされている。男女とも婚姻成立によってそれまでの系譜関係にもとづく親族呼称を上げ下げし、変化することがある。その場合、変化の規準はやはり父系宗族の血縁関係によって決められることである。夫方にせよ、妻方にせよ、世代ランクが異なる異姓と結婚したことで、別に各自の父系宗族の系譜観念はそのために乱れるわけではない。

女性の世代ランクは結婚をきっかけに婚家では、世代ランクが生家に比べて上がることもあれば、下がることもある。したがって「女人没得輩分（女には固定した世代ランクがない）」という言い方がある。しかし、男性が異なる世代ランクの女性との結婚がきっかけで、妻の実家へいくとき、妻の親族から用いられる呼称はやはり上げ下げがあるのである。その場合、娘婿をどう呼ぶべきかの決め手は、やはり妻の生家の父系血縁集団の系譜にもとづくものとする。夫家における妻の世代ランクは、結婚相手次第で決められる。逆に妻の生家における夫への呼称も同様に、父の父系血縁集団における系譜関係にのっとってきめられる。そういう意味からして、男性も女性も、結婚相手を選択する場合、みずから「輩分」による配偶者選択の規制は華北農村ほど厳しくないかもしれない。とはいっても、結婚する本人どうし、および2人をとりまく親族は世代ランクを非常に強く意識しており、男女両家の父系血縁集団の系譜関係はむしろ逆に強調されているようにさえ思えてくる。世代ランクの重要性とは、夫家の父系血縁集団を維持するだけにとどまらず、妻の生家の父系血縁集団についても、同様の原理がはたらいっている。

ところで、華北農村の「街坊輩分（擬制的世代関係）」について、たとえ親族関係のまったくない赤の他人であっても、「街坊輩」が違うなら、結婚は考えられないという。

世代の違う男女が夫婦になった場合、当事者二人およびそのこどもたちをめぐる夫方と妻方にみられる親族呼称のずれに対して、地元の人々は「端公出門、各叫各」と表現する。つまり、まるでシャーマン、端公のお出ましのように、各自の身分に見合った呼び方をするものだと説明されている。

基本的に結婚相手には、世帯ランクが同じという意味の「平輩」の異姓が多い。複姓村なので、必然的に村内婚、ないし「組内婚（同じ集落どうしの結婚）」が昔から数多く行われてきた。

非親族に親族関係名称を呼称として使用することは、中国全土でみられる現象である。それは擬制的親族呼称といえよう。それは華北農村に限らず、四川省までの農村にもある。しかし、まったく親族関係のたどれない異姓間の呼称

は、あくまで相手年齢にもとづくというのが常識であり、ここで議論している「外姻尊卑不婚」、世代ランクの異なる他姓と結婚してよいかどうかとは別の次元の話である。

密集して居住するという華北の村落と違い、山間地帯に分散して居住する農村の場合、村落形態が散村だからといって、地縁・親縁がより意識され、親族関係のあり方がもっと錯綜している感がある。ただし、世代ランクの有無が、村民資格との対応になる華北村落のような共同体的規制はそれほど厳しくないかもしれない。

三. 離婚と再婚

世界には宗教によって、離婚を容認する社会と否定する社会がある。離婚に対する寛容の度合いは社会によって、また時代ごとに異なってくるものである。離婚という現象の鏡には、それぞれの社会における性観念・婚姻観そのものが映しだされてくる。日本では、明治民法が定められているまでの前近代における村落社会では、離婚に対する規制が極めて緩やかなものであった。その背後には、結婚前の男女交際の自由、金のかからぬなじみ婚の存在、および一般市民レベルに見られる開放的な性観念などの要因があるように思われる。

中国漢族社会における伝統的な観念および社会的習慣では、古くから離婚に対して否定的な態度が取られてきた。結婚は当事者である男女二人のことでなく、両家ないし両姓にかかわる大事件と考えられたのである。

また結婚は、夫の老親を扶養し、労力を増やし、男女の野合を防止するとされている。婚姻の目的は男女の愛情と幸福の成就ではない以上、離婚は言語道断なこととみなされる。ゆえに、伝統中国の離婚率は非常に低いものとどまり、離婚研究も少なかった。

新中国成立後まもなく、1950年に制定された婚姻法は、婚姻の自由および女性解放一夫一妻制・男女平等の婚姻制度として、社会的に弱い立場に置かれていた婦人・児童および老人の合法的な権利を保護するものである。本人どうし

の意志を無視し、親の一方的に取り決めた婚姻の多くは離婚に終わるようになった。1950 年前半に発生した離婚の多くは、女性から求めたものであった。かつての男性中心の古い婚姻制度に抑圧された女性たちの反抗とみてもよい。その後、離婚率は低下し、さらに、1966 - 1975 年の文化大革命時期における離婚は 1949 年以來の最低レベルを示した。

ところが、1981 年に新たな婚姻法が定められ、離婚の承認緩和や婚姻の質がより重要視されるようになった。また改革開放政策の実施にともない、市場経済の導入・外国との交流拡大などによって、人々の離婚観もかつてないような大きな変容をみせてきた。都市部だけではなく、農村部においても、増えつつある離婚現象は、ますます人々の注目を浴びることになろう。

1. 従来の離婚・婚姻観・婚外性交渉

1) 離婚についての先行研究

中国の家庭・婚姻制度については、「中国家族法の原理」(1967) に代表されるように、滋賀秀三の研究がある。滋賀は第 4 章「婦女の地位」第三節「宗への所属関係」のなかで、歴代の法律または族譜などの史料を通して、離婚・「改嫁（夫の死後に妻が再婚すること）」・「蓄妾（妾をかこむこと）」などの習慣について、歴代の法の定めをふまえつつ、離婚がいかに難しいかを考察した。

北京大学の曾毅教授の研究により、改革開放以降、1980 年代の離婚とその変化推移、離婚理由、離婚者の文化的・職業的特徴、離婚率における地域性と民族性、離婚観の変化と協議離婚制度、国際婚姻と離婚、離婚の社会的要因などについて、中国 11 の区または県で行なった離婚調査に基づいて、社会的研究を行なった。

2) 従来の離婚形態

中国における離婚形態として、古くから次の 3 つのパターがあった。1. 協議離婚。2. 夫の一方な意思による離婚。3. 裁判による離婚。父系出自集団を尊ぶ男尊女卑の封建時代においては、女性の地位が男性に比べて低く、非常

に不安定なものであり、男女の間は決して対等な関係ではなかった。2では、「法は夫が一方的に妻を離婚することを認める。1と2はいずれも、法的な手続きとしては、夫が離縁状を書き、妻がいろいろの経緯があろうが究極的にこれを受領して異議をいえないことによって成立する。」(滋賀 1967: 476 - 477)

以上の諸形態に対して、妻の一方的な意思による離婚というものは一切に認められないのである。従来の離婚形態をみると、婚姻において夫妻個人の関係よりも男女両家の関係を重視する意味をもった顕著な規定として注目される場所である。

要するに、離婚は原則として夫の意思によって成立し、特集な場合には、裁判によっても成立しうるというのが、離婚をめぐる旧中国社会の法であったとすることができる。夫は妻の天であることの帰結として、夫の側から夫妻の義を絶つことはありえても、妻の側から義を絶つことはできないものとされていた。結婚が、女性にとっては、夫個人との結合よりも、夫宗の一員たる地位の取得という意味を強くもっていたのに対応して、離婚の本質的な効果もまた、妻にとっては、夫宗からの離脱という点にあった。妻は離婚によって、夫宗において祭られる権利と、夫家の家庭に対する権利をすべて失う。

旧中国社会において、どの程度まで実際に離婚が行われたかという問題について、「一般的な印象として、近代社会に比べて離婚率は低かったであろうと見るのが、諸学者のほとんど一致した見方であり、おそらくそれが真実であったであろうと思われる。いったん結ばれた男女である以上、離婚という事態がめったに発生しなかった。その要因として社会的・文化的な側面と経済面からの理由があったからである。第一に、富者の間においては、妾制の存在が妻の離婚を不必要ならしめていた。妻によって満たされない欲望を他の女性によって満たそうとする男にとって、妻の存在は少しも邪魔にならない。のみならず、財産と家族口数の同時増大をもって家の栄えと見なす観念の下において、妾を置くことは富者にとって一種の誇りである反面に、離婚は決して体裁のよいことではなかった。第二に、貧者の間においては妻を娶うために、聘財および挙式費用として多額の出費を要し、結婚することは経済的に許さなかった。富者に

も貧者にも離婚をまれならしめるそれぞれの理由があったわけである。

一方、女性とくに若い嫁にとって、離婚の可能性ということは決して現実的な脅威ではなかった。むしろ逆に、離婚の困難さ、すなわち親の意思によって一度結ばれた婚姻から離脱する道が閉ざされていたということこそが、しばしば女性に不幸をもたらす原因となった。

旧中国においては、不平等な婚姻制度のもとで男女がむすばれるわけだが、以上述べたような社会的・経済的な理由から、一般的に離婚はかなり難しかった。夫に先立たれた場合でも、「好女不嫁二夫（良い女は二人の夫をもたない）」と教えられて育ったため、「从一而终（節を守りとおし）」、どんなに苦勞しても再婚しようとしないう女性が褒めたたえられていた。もちろん時代によっては、離婚や「改嫁」の自由に関する社会規範の度合いがかなり違うことも考えられよう。

3) 解放後の離婚・結婚・婚外性交渉

1949年10月、新中国の成立を境に女性の地位が法定には一変した。社会主義体制のもとでは、男女平等がとなえられ、「妇女能顶半边天（女性が空の半分を支えることができる）」というのが、毛沢東はじめ共産党のかねてからの理想であった。翌年1950年には、親婚姻法がいち早く制定され、1950年代を通して、女性から申し立てられる離婚件数が急増した。

しかし、表面上、婚姻の自由が求められるようになったものの、村落社会において、若い男女の縁談のおおくがやはり両親によって決められるものであることはそう変わらなかった。結婚前に当事者の男女二人が何回か顔合わせしただけでも、いわゆる婚姻の自由を享受したといえるものであった。

一方、農村社会では、「男女のみんな若い時があり、どの家にもこんがらがっている事情があるという、結婚後のある若い男性が好きな人妻のところに通っても、彼女にとって別の儲かったわけでもない。また、男の妻にとって、別に損をしたわけでもない。そこで男一人と女二人はみんな、うまくやっているだけだ。結婚した男女の連れ合い以外の異性との交際は、習慣の規範にのっとっ

た行為とされ、国法をも家法をも犯さない。もちろん、村民の利益にも背くようなものではなく、隣近所の迷惑にもならないので、ことを円満に運ぶことができる。このような民間の習慣が古くからあり、純朴そのものである。男や女の所属する宗教の成員からも別に異議を唱える者もない。ただし、村の男たちがもてる男を羨ましがり、女たちがもてる女を羨ましがらただけだ。また、温厚な年長者はもてる男の妻の性格をほめたたえ、毒舌家はそのもてる女の夫を冷やかす。」(張石山 1988: 40)

このように、妻以外の既婚女性のところに男が通いにいくことに対して、村民はむしろみてみぬふりをして、極めた寛大である。たとえその関係が長年にわたってもかまわない。ただし、この2人は名分上、別々の家庭をもつことになる。その点さえわきまえていれば、結婚後の男女もいちおう「恋愛の自由」を享受できるのである。ただ、いざ2人が正式の夫婦になろうとして、思い切ってそれぞれの夫や妻に別れ話でもしようものなら、ただちにみんなから猛反対をうけるはめになる。宗族の成員たちが干渉するのはもちろん、村民たちも等閑視できないのである。つまり、本当の意味での婚姻の自由を求めようとして、かえって不本意ながら不自由な身になってしまうのがおちである。

これは山西省農村の話だが、実際、中国の漢族社会においても、婚姻の自由度にかなりの地域性が認められよう。しかし、この話から、従来の婚姻観の性格を垣間みることができたような気がする。独身の男性が人妻を好きになった場合、あるいは夫が妻以外に好きな人ができた場合、2人の交際ぐらいは許される。結婚した男女がそのまま自分の家庭を守り、各自の名分に変更がないかぎり、この限られた恋愛の自由を大目にみる場合がある。

同じの陝西省南部の山間部においても、人々は婚外性交渉をあまり気にしない。外出した夫はよくよその結婚した女と寝る。帰宅したとき、もしちょうど妻が男とねんごろになっているところに出くわしたとしても、すっとその場を去ってしまう。決してこういうことで仲たがいはしないという。

ここでも、男にとっての婚外性交渉の理想的な相手は人妻である。人妻だったら、大根をぬいたあと穴が残るように、お互い損をしないわけだ。しかし、

未婚の娘だと、ひとたび結ばれたからには、彼女を妻に迎え、男として責任をとらなければならない。

山西省をはじめ、西北中国では、古くから「拉幫套」という習慣がみられる。夫が妻と子供を扶養しない場合、妻は気に入った男に家にきてもらい、自分の家族の面倒をみてもらう。そのかわり、男と寝食をともにすることが許される。夫をはじめ、周囲の人々も2人の交際を黙認している。にもかかわらず、法律上の夫とはなかなか別れようとしないのである。

このように、結婚前の娘にとって、婚前性交渉を厳しく規制するに対して、既婚女性の婚外性交渉になると、地域によって、かなり緩やかなものになる。

ただし、それはあくまで離婚まで至らず、男女とも各自の家庭生活をそのまま維持する限りにおいて、既婚女性の婚外性交渉が成り立つものである。離婚は簡単には許されない。夫あるいは妻との関係が冷えきった場合でも、家庭を壊してまで好きな人と一緒になることはできないのである。

ほかに、北京郊外の農村青年がなぜ離婚を避けたいかについて、有名な中国作家浩然がその作品のなかで言及している。

「最近、農家の若い男たちはみな嫁さんを大事にし、いい夫でありたいようだ。なるべく嫁さんを満足させ、けんかを避けたがる傾向がある。嫁さんと力を合わせて一緒に暮らそうと思っている。たとえ夫婦けんかが免れなくても、けんか別れだけは絶対避けるようである。農業で生計をたてる農民のなかで、嫁さんと離婚しようなんて、男のほうから別れ話を持ち出すケースが極めて少ない。たとえ嫁さんがいくら気に入らなくても、男は我慢するしかない。というのは、農村青年にとっての離婚は、とりわけ男に不利なのである。

離婚ともなれば、これまでの努力がすべて無駄になり、経済的に重大な損失をこうむるばかりでなく、将来のことを考えると、もっと恐い、農村の青年にとって、再婚が女性より難しいからである。農村出身の娘たちが仲人から縁談を持ちだされるとき、「バツ」と聞いただけで断ってしまう場合が多い。「バツ」の男はとかく「変な人」とか「きっと変わっているから」などと思われがちである。そういうわけで、どんな理由で離婚したにせよ、離婚経験のある

男は結局、縁談が来なくて、「老二茬子光棍儿（男やもめ）」にもならない。よほど金運か出世運がついてこなければ、再び妻をもらうこともできない。」（浩然 1995：402）

ところで、解放後、土地改革・大躍進・人民公社化・文化大革命などを経てきて、結婚の理想像、選択条件も時代とともに変化していく。たび重なる政治運動などに巻き込まれたり、あるいは「城郷差別」によって、都市戸籍をもつ者との結婚には、余儀なく結婚するケースがあった。とはいっても、都会に比べて農村の結婚は、夫婦の間に不満があらうと、互いに調整しかなり安定していた。このような状態が1980年代前半までつづいた。他方では、1950年代から約30年間にわたって、人々は政治運動の思惑に翻弄され、さまざまな社会規制に規制され、経済的にも余裕がなかった。

4) 改革解放後における離婚・再婚の多発

しかしながら、1980年代に入ると、都市・農村部をとわず、改革開放および経済の活性化が行われ、農村経済・社会構造に大きな変化をもたらされてきた。過去長い間の集団生産制は家庭の責任生産制に切り替えられ、ついに1984年では、全国的に解放後はじめての大収穫をおさめた。さらに1985年には、都市改革が始まり、外の世界にさらに目が向かれるようになった。

農民たちも、いまは農業以外に現金収入を求める者が数多い。農家の女性の労働価値も評価され、家庭内での女性の地位が以前に比べてかなり向上してきたように見える。1980年代における離婚率をみても、所得上昇に比例して離婚率が上がってきている。北京の場合、1988年までの離婚率は7年間にかけて五分の一に上昇していたことが明らかにした。

経済発展の急上昇による収入の増加と貧富の格差という経済的要素と、先進国による影響、婚姻間をはじめ文化伝統の喪失に加え、道德教育の不足などといった社会的観念の変容が、中国人の離婚観を大きく変えようとしている。都市部のみならず、経済的に豊かになりつつ、都市化をめざす村落社会にも都会からの影響は免れられない。現在の農村部において、重婚、妾をかこむ現象もみら

れるようになった。近年、離婚のケースが増えつつあり、人々の婚姻観・価値観に大きな変化をもたらしてきている。

それから、離婚形態も大きな変化をみせた。改革開放以降の1980年、婚姻法の改定が行われ、協議離婚と調停離婚が中国における婚姻形態の主流となっている。中国において、協議離婚がずっと相当の数を占めてきた。とりわけ近年では、経済発展や人々の文化的水準の上昇に伴い、全国の民生部門の婚姻登録機関による協議離婚は離婚総数の50%を占めている。これは都市部だけではなく、近年の農村においても同様の傾向がみうけられる。

2. 離婚の理由

離婚形態別離婚理由を挙げているが、なかに離婚理由として挙げられて「性生活の不一致」という理由がある。しかし、一般的に性観念が開放的ではなく、性について開けっぴろげに中国の場合、夫婦関係の実態がなかなか把握しにくいものである。複数の要因が重なりあっており、状況がもっと複雑である。

- a. 金持ちになった男が、「喜新厌旧（古女房が気に入らず）」で、別な女性と一緒になるいわゆる出世した夫が糟糠の妻を捨てるタイプ。離婚をいやがる女房に、夫が多額の賠償金を当て得るまで離婚を迫ったりすること
- b. 「明离暗不离（表面上別れたはいるものの、実際には人目をしのいでこっそりつきあいを続ける）」いわば半公然の妾をかこむ現象
- c. 妻に後継ぎの男子が生まれなために離婚
- d. 偽装離婚
- e. 男女の性格の不一致による離婚
- f. 離婚→複縁→再離婚→再婚という形態
- g. 離婚して妻の姉妹あるいは夫の兄弟と再婚とする。中国農村では、兄の死後、弟が兄嫁と結婚することができる場合もある。また、兄嫁が亡くなると、兄は弟嫁との結婚もありうる。これを「過房」という。これに対して、姉の死後、妹が姉の夫の後添えるになる事例もよくきかれる。これは「過橋」「填房」と表現する。

- h. 早婚がもたらした離婚
- i. 麻雀などのことに明け暮れて、まともに働こうとしない夫に妻が愛想を尽かして別れる。
- j. 主として夫の浮気が原因
- k. 嫁姑関係をはじめ、家庭内のいさかいが原因
- l. プローカーにだまされて、いったん他省へ婚出し、逃げ帰ってきた場合。

3. 離婚における農村と都市部の相違点

農村部と都市部における離婚の主な相違点について、次のように考えている。

- 1) 改革開放後、中国の家族は従来 of 父母と子ども関係から夫婦関係中心へ移行しつつあり、夫婦関係がより重要視されるようになった。農村女性の労働価値が増え、結婚相手への期待も大きく変わった。市場経済によって、新たな職業・機会が増え、生活様式も大きく変容し、西方諸国の影響も見逃せない。
- 2) しかしながら、「女人的浪漫靠男人的肩膀（女のロマンチックな恋は男にかかっている）」という考えが潜在意識にあり、未来の家庭の大黒柱と期待されるのはやはり男性であって、根本的には変わっていない。女性は男性の能力、収入、職業をより重視し、男性は女性の器量などをより評価する。

なお、都市部に比べて、農村部の離婚事例に次の特徴も見られている。

- 1) 後継ぎの男子がほしいための偽装離婚も少なからず存在する。
- 2) 都市に比べて、農村で独身を通すことが非常に困難である。
- 3) 離婚した女性は再婚しやすく、離婚した男性は相対的に難しい。

要するに、農村部では、都市部に比べてより伝統的文化のしがらみが強いにもかかわらず。都市化がもたらす婚姻観・離婚観の変容が経済の改革・解放につれて随所にみられるようになったのである。

四. 婚姻観の変容

婚姻観はいつの時代でも、その時々の子会の経済や文化、世相などを如実に映し出す鏡であるといえよう。1980 年代、生産責任制の導入により、農民の婚姻観はどのように変化してきたのだろうか。次は結婚の動機、配偶者選択の要件、農業以外による男性の現金収入と女性の労働価値の増加という 3 つの側面から人々の婚姻観について考察した。

1. 結婚の動機

何のために結婚するのかについては、男女ともに「寄り添って暮らすために」、「結婚は自然の法則」、「宗族の系譜継承のため」という 3 つの理由を挙げたのが、大半を占めている。そのなかで、「宗族の系譜継承のため」といった者は男女をとわず四分の一を占める。つまり、農村では結婚を宗族の系譜継承と結びつけて考える傾向が強い。

従来、男性が生まれつき、宗族の一員であるのに対して、女性の結婚により、始めて夫側の宗族の一員に加わり、死後、子孫によって祭祀される。男性にとつての結婚が、宗族の系譜継承上の跡継ぎを得られ、社会的にも信頼されることになるのに対し、女性にとっての結婚は、「嫁漢嫁漢、穿衣吃饭」という諺のごとく、成人してからの衣食を夫なる者に頼るのが伝統的な考え方であった。このような婚姻観は本質的には今日も変わっていない。

2. 配偶者選択の要件

従来の結婚とは異なる両姓間の結婚関係を結ぶことであり、個人対個人ではなく、家どうしの性格が前面に押し出されてきた。しかし、改革開放後の農村では、配偶者選択にいかなる変化が生じたのだろうか。表 1 は結婚の自主権、あるいは決定権の所在を示している。ここでは、調査をうけた側の解答と調査者の所見との間に、意識のずれが見られるが、一応後者の見解に従う。

結婚にあたって、本人が決めるのは 31.2 %、本人が決めるが、父母の意見に

も耳を傾けるのが51%である。なお、父母が決めるが、本人の意見も聞くというのは10.6%となっている。つまり、あくまで本人どうしだけで決める事例は全体の3割に過ぎず、若者の多くは、親の思惑を気にせずにはいられない状況であるようである。

表 1. 婚姻の自主権

	村民 (%)	調査者の所見 (%)
本人が決定	41.1 %	31.2 %
本人が決定, 父母の意見も参考	46.3 %	51.0 %
父母が決定, 本人の意見も参考	6.1 %	10.6 %
父母が決定	0.6 %	7.0 %
その他	0.5 %	0.3 %

出典：調査データにより筆者が作成

次に経済面から考えよう。表2では結婚費用の工面方法を示した。2, 3, 4の3つ項目を合わせると、結婚費用を全部親に出させるのは全体の49.4%にも達している。さらに、5, 6, 7, 8, 9, の5つ項目のように、父母からさまざまな形の援助を加えると、80%にのぼっている。結婚にあたって、農家の若者や娘たちが両親を頼る度合いが一目瞭然である。ほかの1, 9, 10のように自分たちの貯金でまかなう事例は21.5%に過ぎない。また、結婚のために借金を抱え込んでしまうこともある。

表 2. 結婚費用の捻出

	人数 (名)	単位 (%)
1 次分の貯金	254	16.7
2 双方の家庭に頼る	383	25.2
3 男側の家庭に頼る	267	17.6
4 女側の家庭に頼る	100	6.6
5 自分の貯金を主にプラス家庭の援助	179	11.8
6 家庭の援助を主にプラス自分の貯金	86	5.7
7 男側の出費を主にプラス女側の出費	47	3.1
8 女側の出費を主にプラス男側の出費	23	1.5
9 男方自有 (花婿の貯金)	61	4.1
10 女方自有 (花嫁の貯金)	10	0.7
11 借金	21	1.4
12 親族の援助	8	0.5
その他	79	5.1
計	1518	100

出典：調査データにより筆者が作成

この表が、農村の未婚男女の家庭内における経済的地位がある程度明らかにしている。一般に、息子が一人前として巣立ち、両親とは別に家を構えるのは結婚後がほとんどである。つまり、一家の主となり、財政権を握るようになるのは、一般的には結婚後でなければ無理である。農業以外の現金収入がないかぎり、息子が自由に使える金はないに等しい、娘も同様である。したがって、結婚をきっかけに、親たち財産の分与がある程度期待できるのだ。一方、結婚の費用は自分たちが出すのだから、わが子の「婚姻大事」に対して、親が大きな発言権をもつことも当然であろう。また、親にとっては、息子や娘のために縁談をまとめ、その結婚を済ませせることは、親たる者の責任であり、生きている間に当然果たさねばならないのである。

さて、農村経済の発展段階にはアンバランスが生じているため、集落間・村

落間・郷と郷の間・県と県の間・省と省の間、そして国と国との間において、生活水準には雲泥の差が生じている。したがって、全国的にみて、中流よりやや下のクラスに置かれ、立ち遅れた農村の女性にとっては、外の世界が豊かさに見えるのも無理は無い。1990年代の「婦女外流（他省への婚出）」というかつてみないような婚姻形態も注目を浴びてきた。一方、都市部においては、1980年代半ば頃から、男女をとわず、海外に目をむけはじめ、いわゆる「涉外婚姻（国際結婚）」の事例が留学ブームとともに増加してきた。

他方、「挾地而嫁（地の利のより良い地域へ嫁ぐ）」によって、貧しい地域での生活改善を狙おうとする男性の「招呼上门（妻方居住婚）」も、地理的条件の有利な村落では増えつつある。従来なら、これは女性の特権のように思われてきたものである。はたして伝統的な家族観念は、経済の発達には勝てそうにないのだろうか。人々がより良い暮らしを求めることによって、従来の文化伝統は妥協しながら、少しずつ姿を変えてゆくようである。

配偶者選択の要件は、民国時期では、男女両家の家柄が主な内容であった。「父母之命、媒妁之言」（父母に命じられ、媒妁人のいうとおりにする）が普通であり、夫婦が契りを交わすまで、互いに顔も知らないということは少なくなかった。しかし解放後、時代とともに少しずつ変わってきている。

農村の女性についてみると、将来の夫になる者の職業に対する期待も、つねに変化をみせている。民国時期に置いては、男性の家柄重視するほか、「看地势（男性の家の所在地の下見）」をはじめ、水源からの距離など、細かいところにもわたって細心の注意を払って観察する。なお、男性の家族成員、つまり、兄弟の数も考慮にいれるべき点である。これは家の財産分割に対する有権者の数にかかわるからである。

農家の女性にとって、結婚相手の職業への期待は具体的にどのような変遷をたどってきたのか。1950年代から1970年代にかけて、軍人という経験のある者、労働者・幹部のような国から保障される食につくである者が好まれていた。さらに、1960年代後半から1970年代後半にかけて、「知识青年上山下乡运动」（中学・高校を卒業した都市部の若者を農村へ行かせ、貧農・下層中農の再教

育を受けさせる運動)が、約 10 年にわたって継続的に行われた。このことは当時の農村の若者層にとって、大きなカルチャーショックを与えたようである。また、政治的な理由により、出身階級が婚姻を制限する必要条件となる。

文化大革命には、このような階級区分への偏りが高じて、「赤五類」と呼ばれる階層もついに出現した、つまり、労働者・農民・兵隊・革命幹部・革命烈士のことである。反対に「黒五類」や「五類分子」もあり、これらは、地主・富農・反革命分子・悪質分子・右派分子の 5 種類の階層をいい、つねに「赤五類」から批判の対象とされ、その監視のもとに置かれていた。その頃は都会・農村部をとわず、つねに「抓階級闘争」に明け暮れ、「五類分子」はあたかも不倶戴天の敵とみなされた。農村では、とても農業に励むどころではなかった。

1970 年頃から、人は学習や教育によって進歩するものであり、出身階層によって差別されるべきではないということになり、出身階層という概念の誤りは見直されはじめたが、人々の階級意識の感覚が根本的に変わったとはいえない。

1982 年を境に配偶者選択の要件として、戸籍謄本の記載から、「出身」欄は姿を消した。ちょうど生産責任制が農村で本格的に行われたころと重なっており、政治的な性格の強い「階級区分」は、その前後からもはや配偶者選択の要件ではなくなったのである。それにとってかわったのは、上述したような、男性の在所の良さ、男性が「能挣钱」、「有本事」など、枚挙に暇がないといってもよい。男性の生活力が問われるようになり、婚姻間の変容が農村経済の発達と密接にかかわってきた。

参考文献

〈中国語〉

- 浩然 『蒼生』 浩然長編小説文庫 華齡出版社 1995 年
『男婚女嫁』 浩然長編小説文庫 華齡出版社 1995 年
張石山 『血淚草台班』『母系家譜』 中国文聯出版社 1988 年
張平 『中国の婚姻問題』 新評論 1999 年

- 陳鵬 『中国婚姻史稿』中華書局 1990年
 費孝通 『郷土中国 生育政策』北大名家名著文業 北京大学出版社 1998年
 『中国農民の生活』中華書局香港分局 1987年
 梁中堂 閻海琴『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』山西高校連合出版 1992
 吳德清 『当代中国離婚現状と發展』当代中国社会研究書業 文献出版社 1999年
 常人春 『紅白喜事・旧京婚喪礼俗』北京燕山出版社 1993年
 徐劍芸 『中国人的郷土情結』万物生靈書業 上海文化出版社 2003年

〈日本語〉

- 若林敬子 『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社 1996年
 山路勝顔 『「生活集団」現代文化人類学』弘文堂 1987年
 中根千枝 『社会人類学・アジア諸社会の考察』東京大学出版会 1987年
 陳明侠 黒木三郎『中国の家族法』敬文社 1989年
 滋賀秀三 『中国家族の法と原理』創文社 1967年
 市原 亮平 『「人口論」と中国人口問題』晃洋書房 1981年
 王曙光 『詳説 中国改革開放史』勁草書房 1996年
 韓 景旭 『中国民族政策論』『国際文化論集』西南学院大学 2001年
 毛沢東・竹内 実 『毛沢東語録』平凡社 1995年